

令和8年度

ひとり親家庭のしおり

このしおりは、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を支援する制度をまとめたものです。制度の詳細については、担当する機関にお気軽にお問い合わせください。



©2015 秋田県んだッチ

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

(令和8年8月1日作成)

目 次

1 各種相談 1	4 資金の貸付け 12
・ 各種相談員の役割	・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金
・ その他の相談	・ ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付金
2 生活・子育て支援 2	・ ひとり親家庭等住宅整備資金
・ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	・ 生活福祉資金貸付金
・ 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	5 手当・助成制度 14
・ ひとり親家庭等日常生活支援事業	・ 児童扶養手当
・ ひとり親家庭等生活向上事業	・ 児童手当
・ ファミリー・サポート・センター事業	・ 保育料・副食費助成 (すこやか子育て支援事業)
・ 子育てタクシー	・ 就学援助
・ 母子生活支援施設	・ 福祉医療費の支給
・ 病児保育事業	・ 生活保護
・ 地域子育て支援センター	・ 秋田県災害遺児愛護基金
・ 児童福祉・母子保健に関する 市町村の相談機関	・ 日の出交通遺児育英基金
3 就労支援 10	6 養育費 17
・ ひとり親家庭就業・自立支援 センター事業	・ 養育費に関する相談
・ 母子家庭等自立支援給付金事業	・ 養育費に関する補助制度
・ 公共職業安定所が行う職業訓練等	・ 養育費に関する情報
・ 子育て中の方に対する就職支援	7 その他の制度 18
	・ ひとり親「親子交流会」
	・ 税制上の優遇措置

母子家庭に関する制度は



父子家庭に関する制度は



と表示しています。

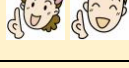
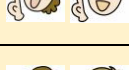
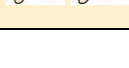
1 各種相談

ひとり親家庭の相談窓口として、各相談機関・職員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

各 種 相 談 員	お 住 ま い の 地 域 の 相 談 機 関		
	秋 田 市	その他の市	町 ・ 村
母子・父子自立支援員	各市福祉事務所		最寄りの 県福祉事務所
家庭相談員	秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課	各市福祉事務所	
女性相談支援員	秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課	最寄りの県地域振興局福祉環境部（雄勝を除く）	
	秋田県子ども・女性・障害者相談センター（女性相談支援センター）		
民生委員・児童委員、主任児童委員	各市町村の福祉担当課		
就業相談員	ひとり親家庭就業・自立支援センター 又は 最寄りの県地域振興局福祉環境部		
児童福祉司、児童心理司	最寄りの児童相談所		

※福祉事務所等の所在地、電話番号については21ページをご覧ください。

● 各種相談員の役割

母子・父子自立支援員		・母子家庭、父子家庭、寡婦の方が抱えている悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。 ・電話による相談や家庭訪問も行います。
家庭相談員		・こどもや家庭に関する悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをします。 ・電話による相談や家庭訪問も行います。
女性相談支援員		・男女間のトラブルや離婚問題、夫（元夫）や交際相手からの暴力などの相談に応じます。
民生委員・児童委員 主任児童委員		・あなたの地域にいて、生活やこどもに関する心配ごとなどの相談に応じます。
就業相談員		・ひとり親家庭の就業に関する相談や子育て相談、生活相談を行うほか、養育費等の法律相談に応じます。
児童福祉司 児童心理司		・こどもに関する各種相談に応じます。

● その他の相談

赤ちゃん相談電話 「赤ちゃんほっと ダイヤル」		・乳幼児の養育について、看護師・保育士・栄養士・心理担当職員が電話相談に応じます。 ◇秋田赤十字乳児院 電話：018-884-1761 時間：午前8時30分から午後11時（年中無休）
女性ダイヤル相談		・女性からの様々な相談に応じます。他の専門機関への紹介もします。 ◇女性相談支援センター 電話：018-835-9052 時間：（平日）午前8時30分から午後9時 （土日祝日）午前9時から午後6時（年末年始は休み）

2 生活・子育て支援

● 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業が終わった後などに遊びや生活の場を提供して、こども達の健全な育成を図ります。

- ・実施場所 … 小学校の空き教室、児童館、公民館等の公的施設、保育所等
- ・料金・利用時間等 … 各市町村、実施場所によって異なります。

◆問い合わせ先：各市町村

● 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

（1）ショートステイ

・保護者が一時的なケガや病気などで家事・育児にお困りのとき、育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望するときに、施設でこどもの養育や母子の保護を行います。

※里親も対象となっておりますので、詳細は各市町村へお問い合わせください。

（2）トワイライトステイ

・保護者の仕事が夜間に及ぶ場合や休日に不在などのとき、育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望するときに、こどもの生活指導や食事の提供、母子の保護等を行います。

【実施施設】

種 別	施設名称	連絡先	ショートステイ	トワイライトステイ
児 童 養 護 施 設	聖 園 天 使 園	018-838-1043	秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、にかほ市、仙北市、五城目町、羽後町	
	感恩講児童保育園	018-845-0483	秋田市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、美郷町、羽後町	
	陽 清 学 園	0186-66-2104	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市	能代市、北秋田市
	県 南 愛 児 園	0182-32-6065	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、羽後町、美郷町、東成瀬村	横手市
乳 児 院	秋田赤十字乳児院	018-884-1760	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、五城目町、美郷町、羽後町	
母子生活支援施設	秋田わかばハイム	018-832-3624	秋田市	
	聖徳会若草ハイム	018-823-1208		秋田市
	秋 田 婦 人 ホ ー ム	018-831-1467		秋田市
	白 百 合 ホ ー ム	0186-42-1849	大館市	大館市
ファミリーホーム	秋田さとうホーム	0187-73-5630	大仙市	
	ファミリーホーム YELL	0186-62-3356	北秋田市	北秋田市

◆問い合わせ・申し込み先：各施設・市町村

● ひとり親家庭等日常生活支援事業

- ・ひとり親家庭が就職活動や病気などで家事・育児にお困りのときに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活のお世話や保育などを行います。（所得に応じて一部負担金があります。）

※ 事業実施の有無と併せて各市町村へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市町村

● ひとり親家庭等生活向上事業

- ・ひとり親家庭の生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施などにより、ひとり親家庭の生活を総合的に支援します。

※ 事業実施の有無と併せて各市町村へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市町村

● ファミリー・サポート・センター事業

- ・仕事の都合などで保育園等へこどもの送迎ができないときのほか、保育時間の終了後もこどもを預かってほしいときや、こどもを連れていけない用事があるときなどに、援助会員（送迎や預かりをしてくれる地域の方々）がサポートしてくれます。（利用前に会員登録が必要です。）

【実施地域】

市町村名	連絡先	市町村名	連絡先
秋田市	018-887-5336	鹿角市	0186-30-0855
能代市	080-3206-1299	由利本荘市	0184-22-3489
横手市	0182-35-7211	潟上市	018-838-0150
大館市	0186-49-3485	大仙市	0187-62-1386
湯沢市	0183-73-3321	八郎潟町	018-875-5808

このほかに、子育てサポーター養成講習会を修了した方々が中心となり、地域のこどもをお預かりする「子育てサポーターグループ」が、県内各地で活動しています。

◆問い合わせ先：連絡先の事業実施機関

● 子育てタクシー

- ・通常のタクシー料金で、研修を受けたタクシードライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートやこどもだけの送迎を保護者に代わり責任を持って行います。事前に利用登録が必要です。

事業者名	運行エリア	住所	連絡先
秋田合同タクシー（株）	秋田市	秋田市八橋南一丁目 3-22	018-864-1227
国際タクシー（株）	秋田市	秋田市檜山本町 3-3	018-833-5931
新昭和タクシー（株）	秋田市の一部、潟上市、井川町	潟上市飯田川下蛇川字街道下 1-5	018-877-6864
秋北タクシー（株）	大館市	大館市有浦三丁目 4-18	0186-42-5454
(株)富士タクシー	大館市	大館市大町 12	0186-42-1001
本荘タクシー（株）	由利本荘市（旧本荘市、旧岩城町、旧大内町、旧由利町、旧西目町）	由利本荘市後町 1-1	0184-23-0103
(資)黒銀タクシー	大仙市(旧大曲市、旧仙北町)、美郷町	大仙市大曲戸巻町 10-25	0187-62-8888
秋田梅田交通（株）	秋田市	秋田市新屋大川町 18-10	018-888-5151
あきた県都交通	秋田市	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 7-21	018-893-4649

◆問い合わせ先：各タクシー事業者

● 母子生活支援施設

- ・生活上の様々な問題を抱える母子家庭のお母さんが、こどもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

名 称	設 置 主 体	所 在 地	電 話
ハニーハイムかづの	鹿角市	鹿角市尾去沢字蟹沢 1-24	0186-23-3559
白百合ホーム	(福)大館感恩講	大館市泉町 7-20	0186-42-1849
能代松原ホーム	能代市	能代市住吉町 5-1	0185-52-5043
秋田わかばハイム	(福)秋田県母子寡婦福祉連合会	秋田市南通築地 2-6	018-832-3624
秋田聖徳会若草ハイム	(福)秋田聖徳会	秋田市川元小川町 1-4	018-823-1208
秋田婦人ホーム	(福)秋田婦人ホーム	秋田市檜山古川新町 41-2	018-831-1467

◆問い合わせ先：各市福祉事務所、最寄りの県福祉事務所

● 病児保育事業



・保護者が働いていて、病気のこどもを自宅で保育することが難しいときに、病院や保育所などで一時的に保育します。詳しくは、各施設又は各市町村にお問い合わせください。

※体調不良児対応型は、実施施設に入園している児童が保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行います。

※病児対応型・病後児対応型は、小学生までを対象としています。年齢制限を設けている施設もあります。なお、症状によっては預かることができない場合もありますので、事前に施設に確認してください。

【実施施設】

所在地	施設名称	連絡先	病児 対応型	病後児 対応型	体調不良児 対応型
秋田市	川元山下	市立秋田総合病院	○		
	川元小川	第二ルンビニ園			○
	旭南	第一ルンビニ園			○
	手形	グリーンローズてがた保育園			○
	牛島	牛島ルンビニ園			○
	南通	あきた保育園			○
	南通	中通総合病院	○		
	保戸野	あきた中央こども園			○
	保戸野	ビーンズ保育園（企業主導型保育事業）	○		
	飯島西袋	幼保連携型認定こども園ナーサリーふじ		○	
	仁井田	あおぞら幼保連携型認定こども園		○	
	新屋寿町	やまばと保育園			○
	御所野	ごしょの保育園			○
	四ツ小屋	幼保連携型認定こども園 あおぞらなないろ園			○
能代市	緑町	地域医療機能推進機構秋田病院	○		
	花園町	すぎ保育園			○
	向能代	さんさん保育園			○
	日吉町	平野医院	○		
	臥竜山	つばめの森保育園			○
	田子向	さかき保育園			○
横手市	婦気	伊藤小児科・内科医院 （病児保育園おひさま）	○		
	城西町	アソカ保育園			○
	前郷一番町	明照保育園			○
	大屋新町	白梅保育園			○
	三本柳	ときわベビー&キッズ			○
	猪岡	旭保育園			○
	金沢	金沢保育園			○
	中央町	上宮第一幼稚園・保育園			○
	旭川	認定こども園土屋幼稚園・保育園			○
	八幡	幼保連携型認定こども園和光こども園			○
	柳田	オレンジリー横手保育園 （企業主導型保育事業）			○
	平鹿町	浅舞感恩講保育園		○	
	平鹿町	下鍋倉保育所			○
	平鹿町	醍醐保育園			○
	雄物川町	幼保連携型認定こども園 沼館保育園			○
	十文字町	にしの杜保育園			○
	十文字町	十文字保育園			○
	十文字町	三重保育園			○
	増田町	ますだ保育園			○

所在地		施設名称	連絡先	病児 対応型	病後児 対応型	体調不良児 対応型
大館市	常盤木町	マミースマイル	0186-42-3341	○		
	御成町	B a m b i - n i (従業員のみ利用可)	0186-59-7516			○
	豊町	大館市立総合病院院内保育所 (従業員のみ利用可)	0186-49-1100	○		
男鹿市	船川港船川	男鹿みなと市民病院	0185-23-2221		○	
湯沢市	深堀	深堀保育園	0183-72-2512			○
	横堀	認定こども園おがちこども園	0183-52-2559			○
	裏門	みたけこども園	0183-73-1745			○
	三梨町	認定こども園あおぞらこども園	0183-42-3117		○	○
	山田	湯沢市病児保育室はぐくみ	0183-72-8585	○		
	前森	湯沢こども園	0183-73-2361			○
	表町	双葉幼稚園	0183-73-0110			○
	田町	湯沢よつばこども園	0183-73-2272			○
	愛宕	愛宕幼稚園	0183-73-1507			○
鹿角市	花輪	花輪さくら保育園	0186-23-3445		○	
	花輪	かづの厚生病院	0186-23-2220	○		
由利本荘市	本荘	病後児保育室ちゅうりっぷ (ショートステイいきいきASOKO内)	0184-23-1313		○	
潟上市	昭和大久保	昭和こども園	018-838-0140			○
	天王	天王こども園	018-853-8277			○
大仙市	大花町	大曲こどもクリニック	0187-73-7330	○		
	刈和野	生和堂医院	0187-87-3070	○		
	太田町	太田診療所	0187-88-2233	○		
北秋田市	大町	鷹巣中央保育園	0186-62-2630			○
	栄	鷹巣東保育園	0186-62-2254			○
	宮前町	子育てサポートハウスわんぱあく	0186-62-5557		○	
	東横町	幼保連携型認定こども園 しゃろーむ	0186-62-1249			○
	脇神	南鷹巣保育園	0186-62-1140			○
	李岱	幼保連携型認定こども園あいかわ保育園	0186-78-9030			○
	米内沢	米内沢保育園	0186-72-4020			○
	前田	前田保育園	0186-75-2316			○
	阿仁合	阿仁合保育園	0186-82-3113			○
にかほ市	仁賀保地区	にかほ保育園	0184-32-3200			○
	仁賀保地区	つばみ保育園	0184-62-8260		○	○
	仁賀保地区	病児保育室みんと	0184-36-3333	○		
	象潟地区	白百合こども園	0184-43-2456			○
八郎潟町	大道	八郎潟たいようこども園	018-875-5172			○
美郷町	土崎	千畑なかよし園	0187-85-3115			○
	六郷	六郷わくわく園	0187-84-0023			○
	飯詰	仙南すこやか園	0187-83-2100			○
羽後町	西馬音内	にしまないこども園	0183-62-2344		○	
	貝沢	みわこども園	0183-62-1351			○

◆問い合わせ先：各施設又は各市町村

● 地域子育て支援センター

・親同士が楽しくおしゃべりをしながら、就学前のこどもを自由に遊ばせることができる場所です。

楽しいイベントや育児講座の開催のほか、サークル活動の支援を行っています。

市町村名	名 称	実施施設	所 在 地	電 話
秋田市	子育て交流室	秋田拠点センターアルヴェ	秋田市東通仲町4番1号	018-887-5340
	子育て交流ひろば	西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町1番34号	018-826-9007
	子育て交流ひろば	北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	018-893-5985
	子育て交流ひろば	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎3番地2	018-882-5146
	子育て交流ひろば	雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5530
	子育て交流ひろば	南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	018-838-1216
	子育て交流ひろば	東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町13番地3	018-853-1082
	子育て交流ひろば	中央市民サービスセンター	秋田市山王一丁目1番1号	018-888-5652
	秋田市子ども広場	フォンテAKITA	秋田市中通二丁目8番1号	018-893-6075
能代市	能代市子育て支援センター	能代ふれあいプラザ・サンピノ	能代市上町12-32	0185-52-8115
	能代市子育て支援センターさんばえむ	ニツ井伝承ホール	能代市ニツ井町字上台1-1	0185-73-3111
	つどいの広場「ぼけっと」	イオン能代店3階	能代市柳町11-1	080-3206-1299
横手市	横手市東部子育て支援センター	横手市児童センター	横手市駅前町1-21横手市交流センターニッパツY ² ぶらざ2階	0182-32-2426
	横手市西部子育て支援センター	大森子どもと老人のふれあいセンター	横手市大森町字菅生田245番地34	0182-26-3520
	横手市南部子育て支援センター	アイリスハウス	横手市平鹿町浅舞字蔭沼291番地	0182-24-3155
大館市	城南保育園分園子育て相談室	大館市立城南保育園分園	大館市字水門前124	0186-42-8185
	つどいの広場「ひよこ」	大館樹海ドームパーク パークセンター	大館市上代野字稻荷台1-1	0186-48-2377
	扇田保育園地域子育て支援センター	大館市立扇田保育園	大館市比内町扇田字町後13-8	0186-55-3095
	たしろ保育園子育て支援室きりん	大館市立たしろ保育園	大館市岩瀬字上岩瀬上野19	0186-54-0415
男鹿市	男鹿市地域子育て支援センター	男鹿市地域子育て支援センター	男鹿市船越字本町9-1	0185-35-3350
湯沢市	湯沢市子育て支援総合センター	湯沢市子育て支援総合センター	湯沢市柳町二丁目1番39号	0183-72-3501
鹿角市	鹿角市子ども未来センター	鹿角市文化の杜交流館コモッセ	鹿角市花輪字八正寺13	0186-30-0855
由利本荘市	本荘子育て支援センターあいあい	本荘子育て支援センターあいあい	由利本荘市石脇字田尻30番地12	0184-28-5535
	本荘子育て支援センターあおぞら	由利本荘市子どもプラザ「あおぞら」	由利本荘市桜小路1番地5	0184-22-3489
	岩城子育て支援センター	岩城児童センター	由利本荘市岩城内道川字水呑場27番地1	0184-73-3612
潟上市	潟上市子育て支援センター	昭和こども園	潟上市昭和久保字堤の上1-3	018-838-0150
大仙市	まるこのひろば	大花都市再生住宅1階	大仙市大花町1-7	0187-63-2344
	うさちゃんひろば	中仙市民会館1階	大仙市北長野字袴田95	080-2845-9267
	つなっこひろば	大綱交流館内幼児室	大仙市刈和野字愛宕下24-1	080-8214-8159
北秋田市	地域子育て支援センターしゃろーむ	認定こども園しゃろーむ	北秋田市東横町10-34	0186-62-1999
	つどいの広場	子育てサポートハウスわんぱあく	北秋田市宮前町9-4	0186-62-5557
	地域子育て支援センターあいあい	認定こども園あいかわ保育園	北秋田市李岱字下豊田1番地	0186-78-9030
	地域子育て支援センターにこにこ	鷹巣東保育園	北秋田市栄字太田新田43-2	0186-62-2254
	地域子育て支援センターなかよし	七日市保育園	北秋田市七日市字石倉岱18	0186-66-2054
にかほ市	仁賀保子育て支援センターなかよし	にかほ保育園	にかほ市院内字嶋田70	0184-32-3200
	金浦子育て支援センターにこにこ	勢至保育園	にかほ市金浦字木の浦山17-11	0184-38-2291
	潟子育て支援拠点センターぐうちよきばあ	象潟公民館	にかほ市象潟町字浜ノ田1	0184-74-6204
	象潟上郷地域子育て支援センター星城ひろば	星城こども園	にかほ市象潟町小滝字舞台64-2	0184-44-2314

市町村名	名 称	実施施設	所 在 地	電 話
仙北市	神代地区子育て支援センターわいわい広場	神代こども園	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷 8 9 - 3	0187-44-2502
	生保内地区子育て支援センターだしっこルーム	だしのご園	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 1 1 7 - 2 6 3	0187-43-1025
	にこにここども園子育て支援センターなかよしひろば	にこにここども園	仙北市西木町門屋字六本杉 2 - 1	0187-47-2525
	角館地区子育て支援センターおひさまルーム	角館こども園	仙北市角館町中菅沢 9 1 - 1	0187-53-2918
	仙北市地域子育て支援拠点事業「さくらッコ」	仙北市子育て支援施設	仙北市角館町田町上丁 6 9 - 1	080-1663-4494
藤里町	藤里町子育て支援センターばんぶ〜ひろば	藤里保育園	藤里町藤琴字三ツ谷脇 3 8 - 1	0185-79-2720
三種町	三種町子育て支援センター	みっしゅ	山本郡三種町豊岡金田字森沢 1 - 2	0185-74-7760
五城目町	五城目町地域子育て支援センターこどもの木	もりやまこども園	五城目町字羽黒前 7 6 - 1	018-852-3805
八郎潟町	八郎潟町子育て支援センターにゃんぱち子育てらんど	八郎潟町えさまえ交流館はちバル	八郎潟町字中田 6 7 番地 4	018-827-5602
井川町	わいわい広場さくらっこ	子育て支援多世代交流館「みなくる」	井川町坂本字山崎 4 9 - 1	018-838-6913
大潟村	大潟村子育て支援センター	大潟こども園	大潟村字中央 5 番地 1	0185-45-2345
美郷町	千畑子育て支援センター	千畑なかよし園	美郷町土崎字上野乙 3 1	0187-85-3115
	六郷子育て支援センター	六郷わくわく園	美郷町六郷字作山 1 3 - 7	0187-84-0023
	仙南子育て支援センター	仙南すこやか園	美郷町飯詰字糠淵 4 - 1	0187-83-2100
羽後町	羽後町子育て支援センターわくわくひろば	羽後町子育て支援センター	羽後町床舞字明通 6 8 番地	0183-62-5228
東成瀬村	なるせっ子広場	なるせ児童館	東成瀬村田子内字上野 8 - 1	0182-38-8711

◆問い合わせ先：各施設

●児童福祉・母子保健に関する市町村の相談機関



・子育てに関する様々な相談に対応しています。

市町村	名称	対象		担当課	所在地	電話番号
		妊婦・乳児等	幼児以上			
秋田市	秋田市版ネウボラ	○	○	子ども家庭センター 子ども健康課（秋田市保健所）	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1175
	子育てサービスの総合相談窓口	○	○	子ども家庭センター 子育て相談支援課	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5階	018-887-5340
能代市	能代市こども家庭センター めんchocoてらす	○	○	子育て支援課	能代市上町1-3	0185-89-2947 0185-89-2948
横手市	横手市こども家庭センター	○	○	横手市こども家庭センター	横手市中央町8番2号	0182-23-5344
		○	○	健康推進課	横手市横山町1番1号	0182-33-9600
	子育て支援課（ニッパツY ² ぶらざ内）	○	○	子育て支援課子ども育成係	横手市駅前町1-21横手市交流センターニッパツY ² ぶらざ	0182-32-2426
大館市	大館市こども家庭センター「さんまある」	○	○	健康課（大館市保健センター内）	大館市字三ノ丸55番地	0186-43-7101
男鹿市	男鹿市こども家庭センター	○	○	子育て健康課子育て支援班（こども家庭センター）	男鹿市船川港船川字泉台66番地1	0185-27-8155
湯沢市	湯沢市こども家庭センター	○	○	子ども未来課	湯沢市佐竹町1番1号	0183-55-8275
鹿角市	鹿角市こども家庭センター	○	○	ずこやか子育て課（鹿角市福祉保健センター内）	鹿角市花輪下花輪50	0186-30-0265
	子育て総合案内所「OGARE」	○	○	子ども未来センター（コモッセ内）	鹿角市花輪字八正寺13	0186-30-0855
由利本荘市	由利本荘市こども家庭センター	○	○	こども家庭センター（本荘保健センター内）	由利本荘市瓦谷地1番地	0184-24-6318
潟上市	潟上市こども家庭センターかたるん	○	○	子育て応援課（こども家庭センター）	潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5372
大仙市	妊娠・出産・子育てに関する相談窓口	○	○	こども家庭センター（健康福祉会館2階）	大仙市大曲通町1-14	0187-73-6811
		○	○	健康増進センター西部（西仙北庁舎内）	大仙市刈和野字本町5	0187-75-0476
		○	○	健康増進センター東部（中仙庁舎内）	大仙市北長野字茶畑141	0187-56-7211
北秋田市	北秋田市こども家庭センター「ココロン」	○	○	こども課母子保健係（北秋田市保健センター内）	北秋田市宮前町9-69	0186-62-6681
		○	○	こども課子育て相談係	北秋田市花園町19-1	0186-84-8778
にかほ市	にかほ市こども家庭センター	○	○	子ども家庭支援班	にかほ市平沢字八森31-1	0184-74-4045
		○	○	母子保健班	（総合福祉交流センタースマイル内）	0184-32-3036
仙北市	仙北市こども家庭センター	○	○	こども家庭センター	仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-3305
小坂町	小坂町こども家庭センター「まるねっと」	○	○	福祉課	小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3926
上小阿仁村	上小阿仁村子育て世代包括支援センター	○	○	住民福祉課	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80番地	0186-77-3008
藤里町	藤里町子育て世代包括支援センター	○	○	町民課	山本郡藤里町藤琴字家の後14番地 藤里町総合開発センター内	0185-79-2113
三種町	三種町こども家庭センター	○	○	健康推進課	山本郡三種町豊岡金田字森沢1-2	0185-74-7758
八峰町	八峰町こども家庭センター	○	○	福祉保健課	山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118	0185-76-4608
五城目町	五城目町こども家庭センター	○	○	子育て支援課（こども家庭センター）	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-853-0705
八郎潟町	八郎潟町こども家庭センター	○	○	健康福祉課	南秋田郡八郎潟町字大道80番地	018-875-5808
井川町	井川町子育て世代包括支援センター	○	○	健康福祉課	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4426
大潟村	おおがたネウボラ（@gataネウボラ）	○	○	大潟村保健センター	南秋田郡大潟村字中央1-13	0185-45-2613
美郷町	美郷町こども家庭センター	○	○	こども子育て課	美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4904
		○	○	福祉保健課健康対策班	美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4900
羽後町	羽後町こども家庭センター（にじいろ）	○	○	健康福祉課	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111
東成瀬村	東成瀬村こども家庭センター	○	○	健康福祉課	雄勝郡東成瀬村田子内仙人下30-1	0182-47-3410

◆問い合わせ先：各市町村

3 就労支援

● ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

・ひとり親家庭のお母さん、お父さん等への就業相談、養育費相談、子育て・生活相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。

- (1) 就業相談 … 就業するために解決すべき問題の相談に応じます。
- (2) 就業支援講習会 … 介護職員初任者講習、パソコン講習、経理事務講習、調理師試験対応講習、就職活動支援セミナー
- (3) 求人情報提供 … 就業を希望する登録者へ求人情報を提供します。
- (4) 養育費相談 … 養育費の取り決め・請求等の相談、弁護士による法律相談を行っています。

◆問い合わせ先：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

● 母子家庭等自立支援給付金事業

・母子家庭の母又は父子家庭の父が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受講する際、その費用の一部又は訓練中の生活費を支給します。

(1) 自立支援教育訓練給付金

- ・県又は各市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の60%（上限20万円、専門資格の取得を目的としたもの場合は160万円）が支給されます。ただし、1万2千円以下の場合は対象外となります。

また、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金が支給される場合は、その額を差し引いた額が支給されます。

(2) 高等職業訓練促進給付金

- ・県又は各市が定める資格（看護師、保育士、介護福祉士、美容師等）の取得を目的として長期間（6か月以上）にわたり養成機関等で受講する場合、その期間中の生活費及び修了支援給付金が支給されます。

※ 市にお住まいの方は、事業実施の有無と併せて各市福祉事務所へお問い合わせください。

※ 所得、失業給付の受給状況等により支給対象とならない場合があります。

◆問い合わせ先：各市福祉事務所、町村にお住まいの方は最寄りの県福祉事務所

● 公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業訓練等

- ・ひとり親家庭のお母さんなどが、仕事に就く前に技術を身につけることが必要な場合に、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設（秋田技術専門校等）において職業訓練を受けることができます。
- ・世帯の収入や金融資産が一定額以下の方は、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、職業訓練を受けることができる求職者支援制度をご利用いただくことも可能です。また、求職者支援制度に該当しない場合でも一定の要件を満たす方は、通所手当を受給することができるほか、月7万円の秋田県特定職業訓練促進給付金をご利用いただくことができます場合があります。

◆問い合わせ先：最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）

● 子育て中の方に対する就職支援

- ・子育てをしながら働きたい方のために、希望や状況に応じてきめ細やかな就職支援を行います。キッズコーナーを設置し、予約制・担当者制での相談や応募書類の作成支援等を行います。
- ・また、地域の保育施設等の情報提供や、育児と両立しやすい求人をピックアップして掲示するなど、子育て中の方の就職活動をサポートします。

【実施機関】

所在地	名称	設置場所	連絡先	利用時間
秋田市	マザーズコーナー秋田	アトリオンビル3F	018-836-9001	月・水・金 9:00~17:15 火・木 9:00~18:30 第2・4土 10:00~17:00 キッズコーナーは平日の9:00~17:15までご利用いただけます。
横手市	マザーズコーナー横手	ハローワーク 横手内1F	0182-33-8103	平日のみ 9:00~16:30 キッズコーナーは平日の9:00~15:30までご利用いただけます。

◆問い合わせ先：各実施機関

4 資金の貸付け

● 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉向上を図るため無利子又は低利子で各種資金の貸付けを行っています。
- ・申請書を提出してから貸付まで日数を要しますので、早めに申請をしてください。

◆問い合わせ先：各市町村

①貸付けを受けることができる方

- (1) 母子家庭の母 … 20歳未満のこどもを扶養している方
- (2) 父子家庭の父 … 20歳未満のこどもを扶養している方
- (3) 寡 婦 … かつて母子家庭の母としてこどもを扶養していたことのある方
- (4) 児 童 … 上記(1)、(2)、(3)が扶養する児童、または父母のいない児童

貸付けを受けることができない場合があります！

- ・申請者又は生計を一にする扶養義務者の所得が、一定以上である場合（すでに十分な自立が認められる）は、貸付けを受けることができません。
- ・また、個別の貸付申請について貸付審査会を開催しており、申請者の生活状況、今後の見通し、償還能力の有無、連帯保証人の有無・状況などを総合的に判断し、貸付けの可否を決定しております。審査結果によっては、貸付けの希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

②資金の種類等

- ・19ページ別表参照
- ・修学資金については、原則、秋田県育英会等と併用はできません。日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方については、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。
- ・修学支援新制度による学資支給金（給付型奨学金）の支給又は授業料の減免を受けるときは、その金額と母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸付を受けることができます。

③連帯保証人について

- ・貸付けにあたり連帯保証人が必要と判断された場合、審査会において保証の意志、能力、年齢等を考慮し、場合によっては連帯保証人の変更、増員をお願いする場合があります。

④貸付方法

- ・指定の口座へ振り込みます。「月額」で表記された資金については、原則3か月に1回の振込みとなります。

⑤償還方法

- ・償還期限内で年賦、半年賦又は月賦のいずれかによる元利均等方式により償還していただきます。お手元に納入通知書が届きますので、納入通知書に現金を添えて県指定金融機関又は県収納代理金融機関にて納付してください。（支払期限内に納付できない場合は、年3%の違約金が発生しますのでご注意ください。）
- ・なお、県指定金融機関本・支店口座を開設されている方については、平成23年度から口座振替による償還が可能となりました。現在償還中の方も利用できます。口座振替の詳細については、最寄りの

県福祉事務所へお問い合わせください。

計画的な資金計画を！

- ・近年、進学率の増加などにより、修学資金及び就学支度資金を利用する方が、多くなっています。それに伴い、滞納や償還遅延といったケースが目立つようになり、償還金の減少から貸付金の確保が困難な状況にあります。
- ・大学等への進学には入学金、授業料、教科書代のほか、自宅外通学であればアパート代、生活費等も必要となり、4年間で1千万円以上の出費となることも珍しくありません。
- ・貸付金はあくまでも「自己資金の不足分を補う」ものです。大学・短大等への進学を考えているお子さんをお持ちの方は、早い段階からの資金準備を進めていただき、必要最小限の貸付金となるように心がけてください。

家計を見直してみませんか



令和2年度に県が実施した「秋田県子育て家庭と子どもの未来応援アンケート」で、こどもの将来のために貯蓄したくともできていないひとり親家庭が多くあることがわかりました。

こどもの教育資金の計画的な準備方法など、家計の改善を支援する事業を行っている市もありますので、お住まいの市の福祉事務所にお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先：最寄りの市福祉事務所

● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金



- ・高等職業訓練促進給付金（10 ページ参照）を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親の資格取得と自立の促進を図ることを目的に、資金の貸付けを行っています。
- ・養成機関卒業から1年以内に資格を生かして県内就職し、5年の就業継続で返還が免除となります。

○ 入学準備金：50万円以内

○ 就職準備金：20万円以内

※市にお住まいの方は、高等職業訓練促進給付金の事業実施の有無と併せて各福祉事務所、または貸付事業主体である秋田県社会福祉協議会へお問い合わせください

◆問い合わせ先：最寄りの県福祉事務所、各市福祉事務所、秋田県社会福祉協議会

● ひとり親家庭等住宅整備資金



- ・母子家庭、父子家庭及び寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付けを行います。

○ 貸付限度額：150万円

○ 貸付利率：年1.7%（年2回の見直しあり、所得税非課税世帯は無利子）

○ 償還期間：据置期間（1年以内）経過後9年以内

◆問い合わせ先：各市町村

● 生活福祉資金貸付金



- ・低所得世帯であって、各種資金の融資を他から受けられない世帯に、生活支援費やお子さんの教育支援費などの貸付けを行います。

◆問い合わせ先：各市町村社会福祉協議会

5 手当・助成制度

● 児童扶養手当

- ・次のいずれかにあてはまる18歳の年度末までの児童を監護（保護者として生活の面倒をみること）している父又は母、あるいは、父母にかわってその児童を養育している方が受給できる手当です。

- *父母が離婚した児童
- *父または母が死亡、又は生死不明である児童
- *父または母が一定の障害を有する児童
- *父または母が1年以上、刑務所等に拘禁されている児童
- *父または母から1年以上遺棄されている児童
- *父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- *婚姻によらないで生まれた児童
- *遺児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

【手当月額】

支給区分	全部支給 (令和8年4月1日改正)	一部支給 (令和8年4月1日改正)
児童1人目	48,050円	48,040円 ～11,340円
児童2人目以降 (1人につき)	11,350円加算	11,340円 ～5,680円加算

○手当の支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給

- ・3～4月分— 5月
- ・5～6月分— 7月
- ・7～8月分— 9月
- ・9～10月分—11月
- ・11～12月分—1月
- ・1～2月分— 3月

※所得に応じて手当額が決定されます。この額は法改正により変更する場合があります。

- ・心身に一定の障害がある場合は、20歳未満の児童が対象となります。
- ・なお、所得額等により手当を受けることができない場合があります。
- ・受給資格者または児童が、公的年金等（遺族年金、老齢年金など）を受給している場合、その月額相当額と児童扶養手当月額を比較し、差額分が手当額となります。また、受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合、年金額ではなく子の加算額と児童扶養手当の額との差額分を受給できます。
- ・個々のご家庭が支給要件に該当するかどうかについては、お住まいの市町村にご相談ください。

手当が減額される場合があります！

- ・児童扶養手当は次の①～③のいずれかにあてはまる場合、2分の1が支給停止となります。

①手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過

②手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過

③認定請求日に3歳未満の児童を監護している場合、3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過。

※ ただし、必要書類（適用除外事由届出書）の提出により、次の①～⑤のいずれかの状況にあることを確認できる場合は2分の1が支給停止となりません。必要書類は、お住まいの市町村からお知らせが届きます。現況届と一緒に市町村に持参してください。

要 件

- ① 就労している。
- ② 求職活動その他自立に向けた活動を行っている。
- ③ 障害を有しているため就労できない。
- ④ 負傷・疾病の状態にあるため就労できない。
- ⑤ 児童や親族の介護が必要なため就労できない。

◆問い合わせ先：各市町村

● 児童手当

- ・日本国内に居住し、高校卒業前（相当の年代）の児童（18歳の年度末まで）を監護し、かつそのこどもと一定の生計関係にある方に支給されます。（所得制限なし）

○支給月額（こども1人）

児童の年齢等		1人当たりの月額
第1子、第2子	3歳未満	15,000円
	3歳以上	10,000円
第3子以降		30,000円

○手当の支払時期

認定請求した日の属する月の翌月分から支給

- ・ 2～3月分 － 4月 ・ 8～9月分 － 10月
- ・ 4～5月分 － 6月 ・ 10～11月分－12月
- ・ 6～7月分 － 8月 ・ 12～1月分 － 2月

◆問い合わせ先：各市町村

● 保育料・副食費助成（すこやか子育て支援事業）

- ・ 幼稚園・保育所等の保育料・副食費の1／2を助成します。さらに、第2子以降は全額助成となります。（所得制限あり）

※市町村で上乗せ助成している場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市町村

● 就学援助

(1) 義務教育就学援助

- ・ 経済的理由で就学困難な場合、学習に必要な費用が援助されます。

◆問い合わせ先：各市町村教育委員会

(2) 日本学生支援機構

- ・ 大学、短大、専修学校（専門課程）等に在学する優れた学生・生徒で、経済的理由により修学に困難がある者に奨学金の貸与を行ないます。給付型奨学金制度もあり、令和2年度から対象者が拡充されます。

◆問い合わせ先：奨学金相談センター 0570-666-301（ナビダイヤル）

◆申込先：在学する学校または出身高等学校

(3) (公財) 秋田県育英会

- ・ 高校、大学、短大、専門学校（専門課程）に入学する者で、経済的理由により修学に困難がある場合、奨学金の貸与を行います。詳しくは秋田県育英会へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：秋田県育英会 TEL:018-860-3552

(4) 高等学校授業料減免

- ・ 経済的理由により授業料の納付が困難な場合、授業料の一部または全部が免除になります。学校により減免制度の有無及び手続き方法が異なりますので、詳しくは各私立高等学校へお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各高等学校

● 福祉医療費の支給

- ・ ひとり親家庭の18歳の年度末までのこどもが医療機関にかかったとき、福祉医療費受給者証を提出すると医療費自己負担の助成が受けられます。（所得制限あり）

◆申し込み先：各市町村

● 生活保護

- ・ 病気や失業で収入がない、または働いても収入が少なく生活困難な方に対して、国が最低限度の生活を保障しながら、自分達の力で生活できるように援助する制度です。生活保護を受けたい場合は、申請が必要ですので、居住地を所管する福祉事務所にお問い合わせください。

◆問い合わせ先：各市・県福祉事務所

● 秋田県災害遺児愛護基金

- ・ 交通・労働または自然災害により、父・母を失ったとき、見舞金や入学・卒業祝い金などが支給されます。

◆申し込み先：各市町村

● 日の出交通遺児育英基金

- ・ 県内に居住し、中学校、高等学校等へ進学・在学する交通遺児に対して、奨学金・入学準備金を支給します。

◆問い合わせ先：三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部 公益信託課

TEL: 0120-62-2372

6 養育費

● 養育費に関する相談



- ・養育費の不払い、未婚の場合の養育費請求、離婚協議中の方の取り決めについてなど、養育費に関する相談を受け付けています。専門的な相談を希望される方は、弁護士相談（要予約）を利用できます。

◆問い合わせ先：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

● 養育費に関する補助制度



- ・秋田県では、離婚後のひとり親家庭におけるこどもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用の補助を行っています。（補助事業は予算の範囲内での実施となります。）
- ・交付申請に係る手続きや交付申請書の様式など、詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しております。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/59286>



【補助対象事業】

補助区分	補助対象経費		補助上限
公証人手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料（養育費の取り決めに要する部分に限る。）及び送達に要する料金 ※養育費以外（年金分割、財産分与、慰謝料など）の取り決めで算定される手数料は除く。		3万円
養育費請求調停申立て費用	下記内訳の合計額		6万円
	内 訳	収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	
	※調停で解決せず審判に移行した場合にかかる費用についても対象とする。		
未払い養育費に係る強制執行申立て費用	下記内訳の合計額		6万円
	内 訳	収入印紙代 戸籍謄本等の添付書類取得費用 公的機関が求める連絡用の郵便切手代 弁護士費用	
	※強制執行申立ての結果、弁護士費用以外の部分について債務者から支払いを受けた場合は、当該費用の支払いは行いません。		
養育費保証料	保証会社と養育費保証契約（保証契約期間 1 年以上のものに限る。）を締結する際に要する保証料（初回契約時のものに限る。）		5万円

（補助制度に関するお問い合わせ先）

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉チーム TEL：018-860-1344

● 養育費に関する情報

- ・裁判所ウェブサイト 「養育費に関する手続」

養育費に関する手続（調停等）の流れ、手続き方法、Q & Aなどの情報を提供しています。

https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html



- ・法務省ウェブサイト 「離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと」

離婚をする際に考えておくべきこと（養育費、親権者、面会交流、財産分与等）について、基本的な情報がまとめられています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



7 その他の制度

● ひとり親「親子交流会」

- ・スポーツや体験活動などのレクリエーションを通して、家族や地域の方々との交流を深めます。

◆問い合わせ先：秋田県母子寡婦福祉連合会

● 税制上の優遇措置

- ・所得税及び住民税について、寡婦（夫）控除、ひとり親控除を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先：各市町村又は税務署

母子父子寡婦福祉資金貸付一覧

令和8年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等		貸付金額の限度		据置期間	償還期間 (据置後)	利率 ※3
事業開始 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	372万円 (母子・父子福祉団体) 558万円		貸付の日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	年1.0%
事業継続 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	186万円 (母子・父子福祉団体) 186万円		貸付日から 6か月間		
修学資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	学校等種別及び学年別による 貸付限度額は附表1のとおり (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中の児童に対する児童扶養手当の給付を受けることができなかった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。		卒業後 6か月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
技能習得 資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	(一般)月額 68,000円 運転免許 460,000円 (特別)一括 816,000円		知識技能習得 期間満了後 1年以内	20年以内	年1.0%
修業資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (注)修学資金同様、上記額に児童扶養手当額を加算した額。				無利子
就職支度 資金 ※1	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦 ・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服や自動車等を購入する資金	(一般) 110,000円 (特別) 通勤用自動車購入費 340,000円		貸付の日から 1年間	6年以内	年1.0%
医療介護 資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金	介護分 500,000円 医療一般 340,000円 医療特別(特別の事情がある場合) 510,000円		医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間の生活費として	月額 141,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円		習得期間満了後 6か月以内	20年以内	
		医療・介護を受けている間の生活費として	月額 118,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円		医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
		母子家庭等となつて間もない(7年未満)母等の生活の安定と継続を図るための生活費として ※2	月額 118,000円 (合計24ヶ月分 2,832,000円限度) 生計中心者でない場合 月額 79,000円		貸付終了後 6か月以内	8年以内	
		失業中の生活の安定と継続を図るための生活費として	月額 118,000円 生計中心者でない場合 月額 79,000円			5年以内	
		家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した母等の生活の安定と継続を図るための生活費として	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内			10年以内	
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	150万円 (災害等特に必要と認めた場合) 200万円		貸付けの日から 6か月間	6年以内 (特別) 7年以内	年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円			3年以内	
就学支度 資金 ※1	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校分は経済的困窮時のみ)	学校等種別は附表2のとおり		修学又は 修業終了後 6か月以内	就学 20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	扶養する児童又は子が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等を購入する資金	340,000円		貸付けの日から 6か月間	5年以内	年1.0%

※1 修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金について、母又は、父が借りの場合はお子さん(児童又は子)が連帯借受人となり、お子さん(児童又は子)本人が借りの場合は、償還能力のある母又は父などの連帯保証人が必要です。

※2 養育費の取得に係る裁判等に要する費用が認められています。この費用に係る一括貸付は12月分(1,416,000円)を上限として行い、保証人無の場合も48万円以内は無利子となります。

※3 年1.0%の利率が設定されている資金であっても、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。

母子父子寡婦福祉資金貸付「修学資金」貸付限度額(月額)一覧表

(附表1)

令和8年4月1日現在

学 年 別			1年	2年	3年	4年	5年
学校等種別							
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私 立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500			
	私 立	自宅通学	93,500	93,500			
		自宅外通学	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			55,500	55,500			

母子父子寡婦福祉資金貸付「就学支度資金」貸付限度額表

(附表2)

学校等種別	自宅通学	自宅外通学
小学校	91,600	
中学校	101,000	
国公立の高等学校又は専修学校(高等課程、一般課程)、私立の専修学校(一般課程)	150,000	160,000
私立の高等学校又は専修学校(高等課程)	410,000	420,000
国公立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)	420,000	430,000
私立の大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程又は専攻科)	580,000	590,000
修業施設		
中学校卒業者が当該施設に入所する場合	150,000	160,000
高等学校卒業者が当該施設に入所する場合	272,000	282,000

● 相談窓口一覧 (各支援制度の詳細は、次の機関にお問い合わせください。)

	名称	所在地	連絡先	管轄区域
県 の 機 関	北秋田地域振興局大館福祉環境部 (北福祉事務所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3951	大館市、鹿角市、北秋田市、 小坂町、上小阿仁村
	北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1165	北秋田市、上小阿仁村 ※ 1
	山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所)	〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-55-8020	能代市、山本郡
	秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5175	男鹿市、由利本荘市、潟上市、 にかほ市、南秋田郡
	由利地域振興局福祉環境部	〒015-0885 由利本荘市水林408	0184-22-4120	由利本荘市、にかほ市 ※ 2
	仙北地域振興局福祉環境部	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	0187-63-3403	大仙市、仙北市、美郷町 ※ 3
	平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-3294	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、 美郷町、雄勝郡
	雄勝地域振興局福祉環境部	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10	0183-73-6155	湯沢市、雄勝郡 ※ 3
	子ども・女性・障害者相談セン ター 児童女性相談部	〒010-0864 秋田市手形住吉町3-6	中央児童相談所 018-827-5200 女性相談支援センター 018-832-2534	秋田市、男鹿市、由利本荘市、 潟上市、にかほ市、南秋田郡 全県
	北児童相談所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956	能代市、大館市、鹿角市、北秋田 小坂町、上小阿仁村、山本郡
	南児童相談所	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-0500	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、 美郷町、雄勝郡
各 市 福 祉 事 務 所	秋田市福祉事務所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	018-888-5690	秋田市
	能代市福祉事務所	〒016-8501 能代市上町1-3	0185-89-2947	能代市
	横手市福祉事務所	〒013-8601 横手市中央町8-2	0182-35-2133	横手市
	大館市福祉事務所	〒017-8555 大館市字中城20番地	0186-43-7054	大館市
	男鹿市福祉事務所	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9147	男鹿市
	湯沢市福祉事務所	〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1	0183-78-0166	湯沢市
	鹿角市福祉事務所	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50	0186-30-0235	鹿角市
	由利本荘市福祉事務所	〒015-0872 由利本荘市瓦谷地 1	0184-24-6319	由利本荘市
	潟上市福祉事務所	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5360	潟上市
	大仙市福祉事務所	〒014-0027 大仙市大曲通町1-14	0187-73-6811	大仙市
	北秋田市福祉事務所	〒018-3392 北秋田市花園町19-1	0186-84-8778	北秋田市
	にかほ市福祉事務所	〒018-0402 にかほ市平沢字八森31-1	0184-74-4045	にかほ市
	仙北市福祉事務所	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2280	仙北市
町 村 ひ と り 親 家 庭 担 当 課	小坂町福祉課	〒017-0292 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1	0186-29-3925	—
	上小阿仁村住民福祉課	〒018-4421 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2222	—
	藤里町町民課	〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴8	0185-79-2113	—
	三種町福祉課	〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子 8	0185-85-4836	—
	八峰町福祉保健課	〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118	0185-76-4608	—
	五城目町子育て支援課	〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1-1	018-853-0705	—
	八郎潟町健康福祉課	〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道80番地	018-875-5808	—

町 村 担 当 課 (続 き)	井川町健康福祉課	〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4417	—
	大潟村福祉保健課	〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1-1	0185-45-2114	—
	美郷町こども子育て課	〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10	0187-84-4904	—
	羽後町健康福祉課	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111	—
	東成瀬村健康福祉課	〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	0182-47-3410	—
そ の 他 の 機 関	秋田県ひとり親家庭 就業・自立支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	018-896-1531	全県
	秋田市子ども家庭センター 子育て相談支援課	〒010-0976 秋田市八橋南1-8-3 秋田市保健所2F	子ども家庭相談 (平日) 018-827-6017 (土・祝) 018-887-5339 女性の悩み相談 (平日) 018-827-6348 (土・祝) 018-887-5698	秋田市
	秋田県母子寡婦福祉連合会	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館内	018-827-4567	全県

※1 県福祉事務所で行う業務については、北秋田地域振興局大館福祉環境部（北福祉事務所）にお問い合わせください。

※2 県福祉事務所で行う業務については、秋田地域振興局福祉環境部（中央福祉事務所）にお問い合わせください。

※3 県福祉事務所で行う業務については、平鹿地域振興局福祉環境部（南福祉事務所）にお問い合わせください。



美の国あきたネット（秋田県公式サイト）

秋田県の情報を紹介するウェブサイトです。
秋田県庁各課の情報を掲載しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

美の国あきたネット

検索



秋田県ひとり親家庭就業 ・自立支援センター



秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭のお母さん、お父さん等の就業に関する相談、就業に役立つ技術習得講習会、求人情報提供、養育費相談等について掲載しています。

<https://akita-boshi.jp>

あきたひとり親

検索



あきたの結婚・子育て応援情報 Web サイト いっしょにねっと。

子育てに関する情報はもちろん、出会い・結婚や、仕事と育児・家庭の両立支援など、子育て世代を中心として広く県民の皆様へ情報提供するサイトです。

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>

いっしょにねっと。

検索





シングルマザー・シングルファザーの暮らし応援サイト あなたの支え

こども家庭庁による、ひとり親家庭の暮らし応援サイトです。ひとり親家庭の方々が活用できる支援情報が自治体ごとに掲載されています。その他、講座や相談会といったイベント情報等、様々なコンテンツがあります。

<https://anata-no-sasae.jp/>

あなたの支え

検索



あきたの子育て情報を発信 「いっしょにこそだてあきた」

子育て支援情報や親子で利用しやすい遊び場やお店の情報を「あきた子育て応援アンバサダー」と協力しInstagramで発信しています。

https://www.instagram.com/issmoni_kosodate_akita/

いっしょにこそだてあきた

検索



制作 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1344 FAX 018-860-3844